

## 1) グループ別ワークショップ「自治基本条例の読み比べ」

前回、岐阜市住民自治基本条例、「文の京」自治基本条例、伊賀市自治基本条例が委員に配付され、「面白い条文・共感できない条文・よく分からない条文を選んでおく」という宿題が出されており、それに基づいて、「面白いと思った条文」「共感できないなと思った条文」「よく分からない条文」をグループワークで出し合い、その後、全体共有を行いました。(一人5つずつ提示、KJ法でまとめと分類、出されたものをめぐって意見交換)

### <発表>

#### 1班

よいと思ったこと

- ・それぞれ、前文がよい。地域の歴史・風土等を踏まえて書かれている。
- ・条例の目的はそれぞれ微妙にニュアンスが違う。目的は、地域の実情を踏まえて考えるべき。
- ・岐阜市の「市民は、まちづくりの主権者である。」これは大事。
- ・住民自治協議会・地域振興委員会・住民自治地区連合会の詳細は不明だが、住民自身がまちづくりを行っていくことは大事。
- ・文京区の「市民の定義」は分かりやすい。

疑問に思ったこと

- ・法人は「市民」か？
- ・補完性の原則とは？
- ・地域の課題とは？
- ・情報開示の条件が抽象的。
- ・非営利なのにどうして責務が問われるのか？
- ・努力目標的な文言が多い。
- ・施策を実施した後の「評価」の部分が少ない。
- ・現状の町内会は、上の人のお話を聞くことが多い。要望を言う場所が少ない。言える場所としての住民協議会のようなものに期待したい。

#### 2班

伊賀市

- ・前文「“人が輝く 地域が輝く” 自立したまちの・・・」がよい。
- ・「個人情報の保護」、「持続発展可能な循環型の共生地域を・・・」、「最少の経費で最大の効果」がよい。

文京区

- ・堅苦しい。行政的な表現。
- ・「最少の経費で最大の効果」がよい。

岐阜市

- ・前文「歴史を刻む・・・」がよい。

共通

- ・前文がよい。「住民のため・・・」、「地域のため・・・」。

#### 3班

伊賀市

- ・住民自治協議会・地域振興委員会・住民自治地区連合会という、住民の目線で活躍する場がある。具体的でよい。

岐阜市

- ・タイトルに「住民」が入っている。住民を尊重している。

共通

- ・全体的に、条例文はとてもむづかしい。

#### 4 班

伊賀市

- ・循環型の共生等、具体的な前文がよい。
- ・住民自治協議会制度が3年経過した今、どうなっているのかが気になる。

文京区

- ・「議員個人の責務」がよい。

岐阜市

- ・市民投票のあり方がどうなのか？

共通

- ・首長が、県や国に意見を言うことが書いてない。一宮市には入れたい。
- ・駅前の駐輪場が混乱。条例で規制できないか？

#### <意見>

どの発表も、総じて、文京区は今ひとつ、伊賀市は評判がよい。

伊賀市に住民自治協議会について聞いてみた。住民自治協議会は市町村合併の中で生まれた。キーワードは「こころ合わせ」。学校区単位のもの。伊賀市は、実際に活動する推進母体として“仕組みとしての協議会”がある。だから条文が生き生きとしていて面白い。文京区は、都会にありがちだが、個人としての「個」はあっても横のつながりの仕組みは見えず、条例の中でそういった仕組みが欲しいと言っている。核になって推進していく仕組みが現実になると条例に魂が入っていかないと感じた。

意見・質問が3点ある。

自治基本条例は、未来の一宮市の形、現在の一宮市の自治の姿を表すもの。条例は夢があると感じた。伊賀市の状況は一宮市とよく似ている。そういった意味でも伊賀市の条例はよかった。なぜ条例を作るのか？ 合併、少子化が基点かと思う。

自治基本条例と市民憲章の関係は？ “市民憲章>自治基本条例>個別条例”というイメージでよいのか？

#### [事務局]

ア. 例えば、豊田市は市民憲章(市民の誓い)を最上位に置き、その内容を実現するために、総合計画とまちづくり基本条例(自治基本条例)があるというスタイルを明確にしている。市民憲章(市民の誓い)実現のために何をすることは総合計画に、どういうルールかはまちづくり基本条例(自治基本条例)に書いてあり、まちづくり基本条例(自治基本条例)の下に個別条例があるというイメージである。

こうした他市の例もあるが、一宮市でどのように考えるかは、「考える会」で議論していただくことがよいかと思う。

イ. 地方分権の流れの中、自治体の基本的なルールづくりが自治基本条例の制定という形で北海

道の二セコ町等から始まった。自治基本条例にきちとした定義はない。自治体の憲法であるとか、自治体運営のルールとか、自治体を元気にする・住民参加を活発にするためのものなど、様々な考え方がある。こうした中、一宮市ではどういう形がよいか、皆様にお考えいただきたいと思っている。

市民憲章はまちづくりの理念的な部分を明らかにしたものである。自治基本条例の中にはまちづくりの理念だけを明記しているものもあるが、ここではもう一步進んで、一宮市のまちづくりの基本的なルール・しくみを盛り込めればより身近な、実践的なものになるのではないかと考えている。

一方、前回のこの会議で第6次一宮市総合計画の説明をさせていただいたが、この計画は10年後を目途に、具体的にどのようなまちづくりを目指すかを明らかにしたものである。例えば、この計画で掲げたまちづくりの目標を実現するために、市民、議会、行政など様々な主体がどのように取り組めばよいのか、どのような連携・協働がよいかなど、一宮市全体の基本的なルールづくりができればいいのではないかと思う。こうしたことも踏まえながら「考える会」でご議論いただければありがたい。